

令和 8 年 7 月 農業委員会議事録

開 催 日：令和 8 年 7 月 2 4 日（金）
場 所：越谷市農業技術センター 2 階
研修室
開会時刻：午前 9 時 5 2 分

越 谷 市 農 業 委 員 会

1. 開催年月日 令和 8年7月24日（金）

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	三ツ木 宗 一	出	8	豊 田 佳 樹	出
2	石 塚 健 造	出	9	小 林 博	出
3	田 口 勲	出	10	中 島 満	出
4	坂 卷 慎 一	出	11	瀬 尾 守	出
5	白 鳥 みどり	出	12	金 子 繁 雄	出
6	山 崎 保 夫	出	13	小野寺 美佐子	出
7	荻 島 元 治	出	14	山 崎 明 美	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	小早川 久 夫	出	8	飯 高 進	出
2	川 上 政 己	出	9	齋 藤 晃 一	出
3	今 井 富士雄	出	10	鈴 木 喜 雄	出
4	林 信 雄	出	11	川 上 嘉 夫	出
5	岡 安 昇 治	出	12	松 沢 浩 之	出
6	須 賀 英 夫	出	13	原 田 正	出
7	高 島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 中 村 清 彦
統括主幹 上 原 誠
主 幹 増 田 れ み

（説明員） 開発指導課長 田 中 克 尚
農業振興課主幹 加 藤 武 司
農業振興課主事 前 田 梨 紗

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第4号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について

第5号議案 地域計画の変更案に対する意見について

③ 報 告

第1号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

第3号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

第4号報告 農地所有適格法人報告書の受理について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時55分

9. 会議の内容

事務局 長

皆様、おはようございます。本日はお忙しい中、また猛暑の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

定刻前でございますけれども、皆さんお集まりでございますので、これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。

開会に当たりまして、金子会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

おはようございます。暑い中ご苦労さまです。今週梅雨が明けたら途端に40度近い気温になりまして、あまりにも暑いので、熱中症気味になっている人もいるのかなと思います。今日の農業新聞にもカメムシの記事が載っていましたが、埼玉はカメムシの発生が多いとは書いていなかったのですが、今日ここに来る途中も、カメムシ対策でスタークルか何かの殺虫剤をミストでまいている人が何人か見えました。この暑さの中、ドローンを持っている人はいいですが、それ以外の方は体力勝負のカメムシ用薬まきになりますので、非常に暑さ厳しいので、私も本当に疲れております。

今日のニュースで、千葉の稲刈りの話が出ていまして、仮渡金が早場米で30キログラムで1万5,000円前後みたいな話でした。去年が非常に高かったので、幾ら何でも1俵2万と500円の経費がかかるのだから、それぐらいの仮渡しなのかなと思っていたら、1万5,000円では従業員を使って高い油だとかそういうものを使って収穫するのだと合わないしもうからない、赤字だから稲刈りをやめてしまおうかなんていう、そんなニュースをやっていました。九州のほうでも2万円は出ているところがなさそうなので、1俵にかかる経費が2万500円という数字を農家だけが知っていても一般の人は知らないのに、やはりそういうものをもっと報道してほしいです。農業新聞で農家の人だけの内輪で騒いでもどうにもならない話ですし、もっともうからなければやる人がいなくなります。他の業種はみんなここで数量減らしたり値上げしたり、利益が上がるようにみんなやっているのに、農家だけはどうしても、野菜もそうですけれども、もうかる金額に決められない、人

に決められて自分で決められないというのが難点です。マルシェなどに個人で出している人は、自分で値段決めているのだけれども、マルシェは新鮮が売りで、値段は安いからということではなくてもいいのかなと思います。もうちょっと利益を考えた数字で、1人が値段を上げると、ほかの人が安いとそっちばかり売れてしまうというのがあるし、かといって談合はできないし、ある程度の相場というものがあると思うのですが、見ていても農協の手数料だけで運賃とか他の経費がかからないから値段を自分で決めているのしょうけれども、もうちょっと高くしてもいいと思います。もうからないと続けられないので、もう肥料も農薬も価格が上がり、機械も上がり、上がらないのは我々の時給ですので、何とかもうちょっと手取りが増えるようなことを考えて値段設定、マルシェとかも決めていかないといけないのではないかなと思います。唯一自分で決められる値段がマルシェだけなので、何とかやっていけばいいのだと思って出している人が多いのかどうか分かりませんが、皆でもうちょっと生産コストを考えてもうかる単価を決めていかななくてはいけないのかなと思っております。

何はともあれ、もう梅雨明けイコール猛暑、酷暑になりますので、十分体調に気をつけて農作業に励んでいただければと思います。

言葉整いませんけれども、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いします。

事 務 局 長

ありがとうございました。

本日は、全員ご出席でございますので、総会は成立しております。

なお、本日は議案の中で、第4号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について及び第5号議案 地域計画の変更案に対する意見についての説明員といたしまして、市の農業振興課の加藤主幹と前田主事が出席させていただいておりますので、あらかじめご報告申し上げます。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定によりまして、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議

長

ただ今より開催いたします。

統 括 主 幹

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から3番の田口委員、4番の坂巻委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について、事務局より説明願います。

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は4,766平方メートルです。通作距離は0.01キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め2名です。

続きまして、2番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は1万2,778.28平方メートルです。通作距離は0.15キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め5名です。

続きまして、3番の内容ですが、申請理由は世帯内贈与です。経営面積は1万7,381.82平方メートルです。通作距離は1キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め3名です。

続きまして、4番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は17万6,207.47平方メートルです。通作距離は1キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め4名です。

続きまして、5番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は1万4,229平方メートルです。通作距離は0.8キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め3名です。

以上5件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

事務局からは以上です。

議 長

ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番から3番について推進委員13番の原田委員、4番について推進委員10番の鈴木委員、5番について推進委員6番の須賀委員より願います。

1 3 番推進委員
(原 田 委 員)

たします。

それでは、1 番から 3 番について原田委員よりお願いいたします。

1 番の件についてご説明申し上げます。

7 月 17 日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、農地として適正に管理されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営状況、通作距離、農業従事者についても問題ありません。

以上、ご報告します。

続きまして、2 番について説明します。

同じく 7 月 17 日に現地を確認しております。申請地については田で、農地として適正に管理されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題ありません。

以上、報告します。

続きまして、3 番の件についてご説明申し上げます。

同じく 7 月 17 日に現地を確認しております。申請地は現況は田で、農地として適正に管理されておりました。許可申請の目的は世帯内贈与であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題ありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

続いて、4 番について鈴木委員よりお願いいたします。

1 0 番推進委員
(鈴 木 委 員)

4 番の件について説明します。

7 月 17 日に現地を確認いたしました。申請地の現況は田で、農地として適正に管理されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題はありません。

以上、報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

続いて、5 番について、須賀委員よりお願いいたします。

6 番推進委員
(須賀委員)

5 番の件についてご説明します。

7 月 21 日に現地を確認いたしました。申請地の現況は畑で、農地として適正に管理されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題はありません。

以上、報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

ただ今の説明について質疑はございませんか。

全 員

なし。

議 長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、第 2 号議案 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について、事務局より説明願います。

統 括 主 幹

議案書の 2 ページを御覧ください。

第 2 号議案 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について説明します。

番号、申請人氏名の順に読み上げます。

それでは、1 番の概要ですが、転用目的は住宅敷地の追認です。転用理由といたしまして、このたび父から相続した住宅敷地内の倉庫、物置として利用してきた土地の一部の地目が農地であることが判明しました。引き続き住宅敷地として管理、使用していくことから、適法な敷地にするための申請です。なお、令和 8 年 7 月 5 日付で、今後は法令を遵守する旨の顛末書が提出されております。また、線引き以前からの利用状況につきましては、当時の航空写真にて確認しています。

本件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第 2 種農地と判断され、代替性が認められ

		ませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。 事務局からは以上です。
議	長	ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を石塚委員よりお願いいたします。
2 番 委 員 (石塚委員)		1 番の件について説明します。 7 月 15 日に現地を確認しております。申請地の現況は宅地、転用目的は住宅敷地の追認です。東側出入口部分を除き周囲は万年堀や生け垣で囲われていることから、隣地に被害を及ぼすおそれがないと判断します。 以上、報告します。よろしくお願いします。
議	長	ありがとうございました。 ただ今の説明について質疑はございませんか。
全	員	なし。
議	長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。 続いて、採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 〔挙手全員〕
議	長	挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。 続きまして、第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定についての 1 番から 8 番について、事務局より説明願います。
統 括 主 幹		議案書の 3 ページ及び 4 ページを御覧ください。 第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定についての 1 番から 8 番について説明いたします。 番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。 それでは、1 番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由とい

たしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、家財道具が増え手狭になり、十分なスペースの確保できる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は両親の住む住宅にも程近く、今後、両親のサポートなどお互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在市内の親族の住宅に居住しておりますが、本地域は勤務先にも近く、定住していくことを考え、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、母親が所有する土地を借り受けできることになりました。申請地は母親の住む住宅にも程近く、母親の近くで生活し、相互に助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は祖母の住む住宅にも程近く、将来祖母の介護などお互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は排水管撤去工事のための一時的転用です。転用理由といたしまして、借人は現在、申請地の隣地に居住していますが、借地して排水管を埋設している土地の今後の利用勝手を考慮し、既設排水管を撤去するための一時的転用申請です。なお、工事完了後は農地として原状復旧いたします。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は住宅の敷地拡張です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、申請地の隣地に居住していますが、借地して排水管を埋設している土地の今後の利用勝手を考慮し、既設排水管を撤去する代わりに、新たに排水管の埋設敷地を拡張するための申請です。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は自動車修理工場です。転用理由といたしまして、借人は現在、自動車修理工場に勤務し、自動車整備作業に従事していますが、このたび独立開業し、自動車修理

工場を経営しようと考え土地を探していたところ、申請地付近は一家に1台ではなく、1人に1台自動車が必要な地域で、開業後は地域の方々の来客も見込める場所で、土地所有者の同意が得られたので申請に及んだものです。

続きまして、7番の概要ですが、転用目的は自動車修理工場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成27年に市内に本店を置き、主に自動車の整備、修理及び販売を営む法人です。現在市内において自動車修理事業に加え、中古車販売事業も展開しており、売上げも順調に伸びている状況で、既存敷地の狭隘化が著しく、新たに2つ目の事業所を計画し、土地を探していたところ、申請地は既設事業所からも近く、幹線道路へのアクセスもよい場所で、新たな顧客も見込めて土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、8番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の定期借家契約の賃貸住宅に長男と2人で居住しておりますが、契約期限が迫る中、長男との生活スタイルの違いから、お互い気を遣いながらの生活が続いており、精神的な負担も大きく、終の住みかである自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は現在の住まいにも近く、長男ともお互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

以上8件の農地区分につきましては、申請地周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議

長

ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番については瀬尾委員、2番について荻島職務代理、3番について豊田委員、4番から7番について白鳥委員よりお願いいたします。なお、8番については私から説明いたします。

それでは、1番について瀬尾委員よりお願いいたします。

1 1 番 委 員
(瀬尾委員)

議 長

7 番 委 員
(荻島委員)

議 長

8 番 委 員
(豊田委員)

議 長

5 番 委 員
(白鳥委員)

それでは、1番の件についてご説明いたします。

7月14日に現地確認をしております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅であります。東側及び南側道路接続部分を除いて、周囲を既設及び新設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。
ありがとうございました。

続いて、2番について荻島職務代理よりお願いいたします。

2番の件について説明いたします。

7月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。南側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすことはないとは判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議よろしく願いいたします。
ありがとうございました

続いて、3番について豊田委員よりお願いいたします。

3番の件について説明いたします。

7月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側出入口部分を除き、周囲を新設及び既設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしく願いします。
ありがとうございました。

続いて、4番から7番について白鳥委員よりお願いいたします。

4番の件について説明します。

7月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は排水管撤去工事の一時転用です。既設排水管の撤去工事のため、一時転用で工事完了後は原状復旧の予定です。

続きまして、5番の件について説明します。

7月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は排水管敷設のため住宅の敷地拡張です。周囲を既設及び新設コンク

議

長

リートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

続きまして、6番の件について説明します。

7月14日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は自動車修理工場です。東側出入口部分を除き、周囲をコンクリート擁壁及びコンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

7番の件について説明します。

7月14日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は自動車修理工場です。東側出入口部分を除き周囲をコンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

続いて、8番について私から説明いたします。

8番の件について説明いたします。7月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側は出入口部分を除き周囲を新設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ただ今の説明について質疑はございませんか。

全

員

なし。

議

長

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案の9番から16番について事務局より説明願います。

議案書の４ページ及び５ページを御覧ください。

第３号議案 農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定についての９番から１６番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、９番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供１人、計３人で居住しておりますが、今後の子育てのことを考え、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには大型ショッピングモールや鉄道の駅などの生活施設も徒歩圏内にあり、両親の住む住宅にも程近く、老後の介護や子育てへの協力も見込め、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、１０番の概要ですが、転用目的は住宅の敷地拡張です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、申請地の隣地に居住しておりますが、借地して排水管が埋設されている土地の今後の維持管理と趣味である多肉植物の栽培用の庭の拡張のための申請です。

続きまして、１１番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、将来の子育てのことを考え自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、祖母が所有する土地を借り受けできることになりました。申請地は祖母の住む住宅にも近く、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、１２番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、のびのびと子育てのできる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は妻の実家にも近く、今後両親の生活支援を行う上でも最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、１３番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供１人、計３人で居住しておりますが、子育て等に十分な広さを確保できる戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには保育

園や小学校などの教育施設も整っていて、公園や商業施設もあり、両親の住む住宅にも近く、両親の面倒や何かあったときなどにすぐ駆けつけることもでき、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、14番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭になり、将来の子育てのことを考え、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには大型ショッピングモール、コンビニエンスストアや鉄道の駅などの生活施設もあり、妻の両親の住む住宅にも程近く、老後の介護や子育てへの協力も見込め、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、15番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の親族の所有する住宅に夫婦で居住しておりますが、家財道具が増え手狭になり、将来の子育てのことも考え、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには公園、大型ショッピングモールや鉄道の駅などの生活施設もあり、両親の住む住宅にも程近く、将来両親の生活支援や介護、子育てへの協力など、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、16番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の親族の所有する住宅を賃貸し、夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、明渡しを求められ、新たに自己用住宅を計画し、土地を探していたところ、申請地は父親の住む住宅にも近く、将来父親の生活支援など、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

以上8件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

議 長

事務局からは以上です。

ただ今の説明に関連して現地調査の結果並びに補足説明を、9番から11番について田口委員、12番から16番について石塚委員よりお願いいたします。

3 番 委 員
(田口委員)

それでは、9番から11番について田口委員よりお願いいたします。

それではまず、9番の件について説明します。

7月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、10番の件について説明します。

同じく7月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は庭先・排水管敷設のための住宅の敷地拡張です。北側排水部分、南側一体利用地部分を除き、周囲をコンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、11番の件について説明いたします。

同じく7月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。道路に面している北側及び西側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上3件、報告いたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

2 番 委 員
(石塚委員)

続いて、12番から16番について石塚委員よりお願いいたします。

12番の件について説明します。

7月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。西側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。

続きまして、13番の件について説明します。

7月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的

は住宅です。南側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

続きまして、14番の件について説明します。

7月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。南側出入口部分を除き、周囲は既設及び新設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

続きまして、15番の件について説明します。

7月15日に現地を確認しております。申請地の現況は田と畑、転用目的は住宅です。北側出入口部分を除き、周囲は既設及び新設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

続きまして、16番の件について説明します。

7月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。西側出入口部分を除き、周囲は既設土留め及び新設ブロックで囲われることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

全 員

ただ今の説明について質疑はございませんか。

議 長

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第4号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について、農業振興課から説明願います。

農業振興課の前田と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の6ページ及び7ページを御覧ください。

第4号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
ご説明いたします。

令和8年4月15日から令和8年6月15日までの申出期間において、農業振興地域整備計画の変更に係る農用地区域からの除外の申出が8件ありました。農業振興地域整備計画の変更に当たっては、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、貴委員会のご意見をお聞きするものです。

農用地除外の今後の手続としましては、関係機関と協議の上、来月開催予定の越谷市農政審議会を経て市の意見を決定することとなります。その後、埼玉県と協議し支障がなければ、おおよそ1年程度の後、農用地区域から除外され、農地法の許可申請が提出されるという流れになります。

申出地の場所につきましては、議案書とは別冊の農用地区域からの除外申出地案内地図、土地利用計画図を御覧ください。

では、まず1番の概要ですが、除外理由は自己用住宅です。申出人は現在、市内の賃貸住宅に夫婦と子供2人の計4人で居住しています。子供の成長とともに家財道具も増え手狭となったことから、自己用住宅を建築したいと考えるようになりました。また、子育てや将来の介護などにおいて両親と協力しながら生活したいと考え、実家の近くに居住することを望んでおります。その旨を妻の両親に相談したところ、妻の母が所有する申出地を借り受けることができるようになったため、自己用住宅を建築したいという申出です。建築面積は64.79平方メートルを予定しております。

続きまして、2番の概要ですが、除外理由は自己用住宅です。申出人は現在、市内の賃貸住宅に子供と居住していますが、親族との助け合いを継続できる生活基盤を確保するため、申出人の実家の近くに自己用住宅を建築したいと考えるようになりました。その旨を申出人の父親に相談したところ、申出人の父が所有する申出地を借り受けるこ

とができるようになったため、自己用住宅を建築したいという申出です。建築面積は69.56平方メートルを予定しております。

続きまして、3番の概要ですが、除外理由は資材置場・駐車場です。申出人は草加市に本社を置き、運送業などを営んでおります。越谷市内を中心に多数の運送用車両を所有しておりますが、廃車となる車両も多いことから、新規事業として廃車の部品を再利用する事業などを開始しております。他社からも廃車を引き取ってほしいとの依頼が増加していることもあり、新規事業を拡大するため、自社が所有する廃車と他社からの引取りを見込む廃車の保管スペース及び事業に関連する大型運搬車両や従業員の駐車スペースを確保する必要性が生じております。このような状況により、土地を探していたところ、現在利用している土地の隣接地を譲り受けることができるようになったため、資材置場・駐車場として利用したいという申出です。なお、建築物の計画はありません。

続きまして、4番の概要ですが、除外理由は自己用住宅です。申出人は現在、市内の賃貸住宅に子供と居住しております。子供の成長とともに家財道具も増え手狭となり、生活音、騒音や生活環境に不安を感じるようになったことから、自己用住宅を建築したいと考えるようになりました。また、高齢になる妻の母親の将来的な介護も視野に入れ、実家近くに居住することを望んでおります。その旨を妻の母親に相談したところ、妻の実家の隣接地を借り受けることができるようになったため、自己用住宅を建築したいという申出です。建築面積は72.87平方メートルを予定しております。

続きまして、5番の内容ですが、除外理由は敷地拡張です。申出人は市内で建設業を営んでおり、申請地の隣接地とその近隣に資材置場を所有しております。また、別事業として遊技場も営んでおり、それに伴い、市内に店舗や駐車場も所有しております。建設事業の拡大に伴い、重機をはじめ残土や砕石、コンクリート二次製品などが増え、現在の資材置場は非常に手狭な状況であり、残土や資材置場の拡張やコンクリート二次製品の加工場所を確保する必要性が生じております。

このような状況の中、敷地拡張を検討し、隣接地の所有者に相談したところ、借り受けることができるようになったため、資材置場として敷地拡張したいという申出です。なお、建築物の計画はありません。

続きまして、6番の概要ですが、除外理由は駐車場です。申出人は運送業を営んでおり、本社を川口市に置き、運送業務の拠点となる倉庫を西新井に設けております。現在、本社近くに賃借している駐車場について所有者から土地の返還要請を受けており、新たに駐車場を確保する必要が生じております。このような状況の中、取引先の状況も考慮し、運送業務の拠点となる倉庫の近くに土地を探していたところ、近接する申出地を借り受けることができるようになったため、駐車場として利用したいという申出です。なお、建築物の計画はありません。

続きまして、7番の概要ですが、除外理由は資材置場です。申出人は、建設・土木業を営んでおり、久喜市に本社を置き、業務の拠点となる支店を七左町に設けております。さいたま市岩槻区にある既存の資材置場は、地権者の意向により使用できなくなることや、越谷市内にある取引先からの受注が増加していることもあり、支店近くに資材置場を確保する必要が生じております。このような状況の中、支店から約600メートルの敷地を借り受けることができるようになったため、資材置場として利用したいという申出です。なお、建築物の計画はありません。

続きまして、8番の概要ですが、除外理由は駐車場・資材置場です。申出人は草加市に本社を置き、資材置場を北川崎に設けて、遺品整理、ごみ屋敷の整理、特殊清掃業務などを行っております。現在、本社近くに賃借している駐車場について、所有者から土地の返還要請を受けております。また、事業の拡大に伴い、回収品保管用のコンテナや運搬車両等を増やす必要があることから、新たに駐車場・資材置場を確保する必要が生じております。このような状況の中、取引先の状況も勘案し、本社と既存の資材置場の中間地域にある土地を探していたところ、申出地を譲り受けることができるようになったため、駐車場・資材置場として利用したいという申出です。なお、建築物の計画はあ

議長

りません。

農業振興課からは以上です。

ただ今の説明に関連して現地調査の結果並びに補足説明を、1番について石塚委員、2番について三ツ木委員、3番について中島委員、4番について14番山崎委員、5番について荻島職務代理、6番について豊田委員、7番及び8番について私から説明いたします。

それでは、1番について石塚委員よりお願いいたします。

2番委員
(石塚委員)

1番の件について、7月15日に現地を確認しましたので、報告します。

現況は畑で、除外理由は自己用住宅です。南側は道路、西側は宅地に面しており、農地に面した東側及び水路に面した北側には新設のコンクリートブロック塀を設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

続いて、2番について三ツ木委員よりお願いいたします。

1番委員
(三ツ木委員)

2番の件について、7月15日に現地を確認いたしましたので、報告いたします。

現況は畑で、除外理由は自己用住宅です。周囲に新設のコンクリートブロックを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

続いて、3番について中島委員よりお願いいたします。

10番委員
(中島委員)

3番の件について、7月14日に現地を確認しましたので、報告します。

現況は畑、一部田で、除外理由は資材置場・駐車場です。周囲に新設のコンクリートブロック及びフェンスを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

なお、申出地内中央には水路がありますが、申出者と市の関係課で

議長

14番委員
(山崎(明)委員)

議長

7番委員
(荻島委員)

議長

8番委員
(豊田委員)

議長

付け替えの協議を行っていることから、周囲の排水に影響を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

続いて、4番について山崎委員よりお願いいたします。

4番について、7月15日に現地を確認しましたので、ご報告します。

現況は畑で、除外理由は自己用住宅です。西側は宅地に面しており、東側及び南側にはコンクリートブロック塀を設置する計画となっております。また、北側は隣地と同じ高さで農用地通路として利用することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

続いて、5番について荻島職務代理よりお願いいたします。

5番の件について、7月15日に現地を確認いたしましたので、報告いたします。

現況は畑で、除外理由は資材置場の敷地拡張です。南側は既存資材置場に面しており、東側はL字の擁壁を設置します。また、西側、北側にはコンクリートブロックを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

続いて、6番について豊田委員よりお願いいたします。

6番の件について、7月15日に現地を確認いたしましたので、報告します。

現況は畑で、除外理由は駐車場です。西側及び北側は道路に面しており、東側及び南側にはコンクリートブロックを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告いたします。ご審議よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

続いて、7番及び8番について私から説明いたします。

全 員
議 長

7番の件について、7月15日に現地を確認しておりますので、報告いたします。

現況は田で、除外理由は資材置場です。周囲に新設のコンクリートブロックを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

続いて、8番の件について、同じく7月15日に現地を確認しておりますので、報告します。

現況は畑で、除外理由は駐車場及び資材置場です。周囲にコンクリートブロック及び鋼鈑を設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ただ今の説明について質疑はございませんか。よろしいですか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、第5号議案 地域計画の変更案に対する意見について、農業振興課から説明願います。

農 業 振 興 課

農業振興課の加藤と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書8ページの第5号議案 地域計画の変更案に対する意見についてご説明いたします。

既にご存じのことと思いますが、地域計画とは、地域農業の将来の在り方などを定めたもので、将来の在り方などを定めたもので、本市では令和6年度に農用地区域内に11の地域計画を策定しております。その後、ブラッシュアップを行い、令和7年度に一部の地域計画を変

更しております。地域計画の策定または変更の際には、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、農業委員会をはじめとした関係機関の意見を伺っております。

では、本日の議案を説明させていただきます。お手元別に配っております資料を御覧ください。右上に「変更案」と記載されているものと「現行」と記載されているものを配付させていただいております。

「変更案」と書かれているものの中で、赤字となっている部分が今回の変更箇所になります。

今回は、荻島・出羽地区の地域計画のみの変更でございます。変更案の2ページ目にあります4地域内の農業を担う者一覧に位置づけられている認定農業者の方から、目標地図に位置づけられている農地について、農地以外の利用を図るため、地域計画を変更したいという申出がございました。

4ページ目、一番最後、この地図のページになりますが、こちらの目標地図の位置づけから除かれる対象地につきましては、この地図で赤く囲んでいるところですので、少し見づらいのですが、小さく赤く囲んであるところ。現行ではそこを黄色に塗られているのですが、そこを今回位置づけを外すという内容になります。面積は1,195平米、変更後の用途は駐車場となっており、詳細は先ほどの4号議案、農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定の6番の内容に伴うものとなります。

この申出を受けまして、本市では農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、貴農業委員会から提出いただいた目標地図の素案を踏まえまして、地域計画の変更案としてこの変更案を作成いたしましたので、今月ご意見をお聞きするものでございます。

農業振興課からは以上でございます。

ただ今の説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

議
全
議

長
員
長

議長

続いて、採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、報告でございます。

事務局より報告願います。

統括主幹

それでは、報告させていただきます。議案書の9ページを御覧ください。

第1号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について、3件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。

続きまして、議案書の10ページから11ページを御覧ください。第2号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について、10件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。

第1号報告及び第2号報告についての届出は、添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決によりこれを受理し、通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の12ページです。第3号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、本件は農地の賃貸借契約の合意解約です。今回1件の通知がありました。内容につきましては、議案書記載のとおりです。

続きまして、議案書の13ページです。第4号報告 農地所有適格法人報告書の受理について、今回1件の報告書が提出されました。農地所有適格法人は、農地法第6条第1項の規定により、毎年事業状況等を農業委員会に報告しなければならないこととされており、農地法施行規則第58条第1項では、毎事業年度の終了後3か月以内に農業委員会に報告書を提出しなければならないこととなっております。

1番の法人については、事業年度終了が4月末日であり、令和8年

議 長

6月23日付で報告書の提出がありました。農地所有適格法人たる要件を満たしているか否かを中島委員に確認していただき、適正であると判断されましたので、受理いたしました。

報告事項は以上です。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、8月25日火曜日、午前10時から、この会議室で行います。

事 務 局 長

議事の進行、会長、ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、荻島職務代理からご挨拶をお願いいたします。

職 務 代 理

皆様、会議出席ご苦労さまでございます。体に気をつけながら農作業を続けて、また来月の農業委員会にご出席よろしく願いいたします。

事 務 局 長

本日はご苦労さまでした。

ありがとうございました。

本日の総会はこれにて閉会となります。

(閉会時刻：午前10時55分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和8年 7月24日

議 長

署名委員

署名委員